

1 背景・目的

- 東日本大震災を受け、平成 25 年 11 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）が改正・施行され、建物の倒壊により道路を閉塞し、緊急車両等の通行の障害となる沿道建築物に対して、改善を図ることを目的に、重要な道路を指定することで、耐震診断を義務付けることが定められた。
- 本市では、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定とともに、耐震診断支援制度を拡充し、更なる耐震化の促進を図る。

（2）道路の指定路線図



2 耐震診断を義務化する道路の指定の考え方

- 国の基本方針では、円滑な避難・救急活動の実施や、避難者への緊急物資の輸送等を行うための防災上重要な道路を、自治体が策定する耐震改修促進計画において、指定することとされている。

（1）指定する道路

- 本市の指定する道路については、地域防災計画において災害時に迅速、かつ円滑に避難・救急活動を行うため、初動の段階で、緊急車両の通行の確保が必要となる緊急交通路（14路線）を指定する。
- 避難者への緊急物資等を届けるため、他県市からの物資を輸送するための広域ネットワークを有する道路で、かつ市域内における重要な防災・物流拠点や災害対策本部を結ぶ道路である第1次緊急輸送道路（17路線）を指定する。
- これらの道路を指定し、沿道建築物の耐震診断を義務化するため、平成27年度中に「川崎市耐震改修促進計画」に位置付け、改定を行う。

■ 緊急交通路（14路線）

- | （路線） | （区間） |
|------------------|------------------------------|
| ① 東名高速道路 | （東京都境から横浜市境までの間） |
| ② 国道466号 | （東京都境から横浜市境までの間）
（第三京浜道路） |
| ③ 首都高速道路 | （東京都境から横浜市境までの間） |
| ④ 国道1号 | （東京都境から横浜市境までの間） |
| ⑤ 国道15号 | （東京都境から横浜市境までの間） |
| ⑥ 国道132号 | （宮前交差点から塩浜交差点までの間） |
| ⑦ 国道246号 | （東京都境から横浜市境までの間） |
| ⑧ 国道409号 | （川崎市内全線）
（県道川崎府中を含む） |
| ⑨ 県道2号線 東京丸子横浜 | （東京都境から横浜市境までの間） |
| ⑩ 県道3号線 世田谷町田 | （東京都境から上麻生交差点までの間） |
| ⑪ 県道6号線 東京大師横浜 | （東京都境から横浜市境までの間） |
| ⑫ 県道12号線 横浜上麻生 | （横浜市境から上麻生交差点までの間） |
| ⑬ 県道14号線 鶴見溝ノ口 | （横浜市境から高津交差点までの間） |
| ⑭ 県道45号線 丸子中山茅ヶ崎 | （東京都境から横浜市境までの間） |

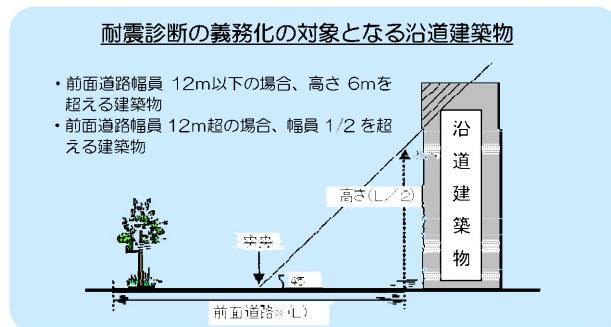
■ 第1次緊急輸送道路（17路線）

- | （路線） | （区間） |
|---------------|------------------------|
| A 国道132号 | （国道15号～千鳥橋） |
| B 主要地方道 川崎府中 | （国道15号～東京都境（国道409号含む）） |
| C 主要地方道 横浜生田 | （清水台交差点～川崎府中） |
| D 主要地方道 野川菅生線 | （丸子中山茅ヶ崎～清水台交差点） |
| E 市道 川崎駅東扇島線 | （千鳥橋～東扇島地内） |
| F 市道 駅前本町線 | （駅前本町） |
| G 市道 千鳥町1号線 | （千鳥町地内） |
| H 市道 東扇島1号線 | （東扇島地内） |
| I 内賀6号線 | （東扇島地内） |
| J 緑地前道路 | （東扇島地内） |
| K 船溜道路 | （東扇島地内） |
| L 幸緯5号道路 | （東扇島地内） |
| M 外賀5号道路 | （東扇島地内） |
| N 外賀9号道路 | （東扇島地内） |
| O 北岸2号道路 | （東扇島地内） |
| P 市道 尻手黒川線 | （清水台交差点～世田谷町田） |
| Q 市道 尻手黒川線 | （鶴見溝ノ口～丸子中山茅ヶ崎） |

「沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定及び耐震診断支援制度の拡充」（案）について

3 耐震診断の義務化の対象となる沿道建築物

- ・耐震診断の義務化の対象となる建築物は、耐震改修促進法に基づき、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建てられた建築物、かつ次に示す高さを超える建築物が対象となる。



4 対象となる沿道建築物の所有者の義務

- ・耐震改修促進法において、所有者は耐震診断を行い、その結果を市が定める期限までに報告しなければならないとされている。（法第 7 条）
- ・本市においては、「川崎市耐震改修促進計画」の改定にあわせ、国的基本方針等との整合を図り、平成 32 年度までの計画期間を予定している。
- ・所有者の耐震診断結果については、計画期間内において、耐震改修等による耐震化の促進につなげるため、その報告期限を平成 31 年 3 月 31 日までとする。

5 耐震診断支援制度の拡充

（1）基本的な考え方

- ・耐震改修促進法において、自治体は、所有者の耐震診断結果の報告を受けた後、公表すること（法第 9 条）、また、耐震診断を義務化する場合、その費用を負担することとされている。（法第 10 条）
- ・本市においては、耐震診断が義務付けられる所有者に対して、円滑に耐震診断を進められるよう、現行の耐震診断支援制度の拡充を行う。

（2）現行制度からの拡充点

- ・現行の制度では、木造住宅のみ派遣制度を活用し、無料にて簡易な一般診断を行っている。耐震診断の義務化にあたって、耐震診断士の選定、診断費用の負担など所有者の手続きの負担軽減を図るため、派遣制度の対象を木造店舗等木造建築物全般に広げ、活用できるよう拡充する。
- ・現行の派遣制度の診断方法は、簡易な一般診断のみを無料で行っていたが、その後の耐震改修等に円滑につなげていくため、詳細な精密診断についても無料とし、所有者が利用しやすい選択制を導入する。
- ・非木造建築物については、現行の助成制度を活用し、所有者に費用負担がかからないよう補助率を拡充する。（m²単価の上限あり）

＜現行の耐震診断支援制度＞

対象建築物	木造住宅	木造店舗等	非木造建築物	
現行制度	診断方法	一般診断 (選択制)	精密診断	二次診断
	制度	派遣制度	助成制度	助成制度
	補助率	10/10	1/2	2/3 限度額 2,300 千円（m ² 単価の上限あり）

＜沿道建築物の耐震診断支援制度＞

対象建築物	木造住宅	木造店舗等	非木造建築物	
支援制度の拡充	診断方法	一般診断 (選択制)	精密診断 (選択制)	一般診断 (選択制)
	制度	派遣制度		
	補助率	10/10	10/10	10/10 ※ 国からの直接補助を含んだ補助率



拡充

- ・耐震設計、耐震改修については、現行制度を活用しながら「川崎市耐震改修促進計画」の改定にあわせ、耐震化の進捗状況等を踏まえ、制度全般の見直しを進める。

6 今後のスケジュール

- 平成 27 年 3 月 19 日～4 月 17 日 パブリックコメントの実施
- 平成 27 年 5 月 耐震診断を義務化する道路の指定、「川崎市耐震改修促進計画」の改定
- 平成 27 年 9 月 耐震診断の義務化及び耐震診断支援制度の運用開始

「沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定」（案）

に対する意見募集について

1 目的

東日本大震災を受け、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という）が改正・施行され、建物の倒壊により道路を閉塞し、緊急車両等の通行の障害となる沿道建築物に対して、改善を図ることを目的に、重要な道路を指定することで、耐震診断を義務付けることが定められました。

この法改正を踏まえ、本市では、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路（法第6条第3項第1号）を指定し、更なる建築物の耐震化の促進を図ってまいります。

なお、道路の指定にあたっては、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の意見を募集します。

2 意見募集期間

平成27年3月19日(木)から平成27年4月17日(金)まで ※当日消印有効

3 閲覧場所

川崎市ホームページ、区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、まちづくり局総務部企画課・指導部建築管理課・市街地開発部住宅整備課

4 閲覧資料

「沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定」（案）について

5 意見書の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください（電話による意見等は受け付けておりませんので御了承ください。）。

なお、様式は自由ですが、裏面の「意見書」を御活用ください。

(1) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市まちづくり局総務部企画課（明治安田生命ビル 8階）

(2) FAX

FAX番号 044-200-3967

(3) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用ページから、所定の方法により送信

※ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

6 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめて、ホームページ等で公表する予定です。

7 問合せ先

川崎市まちづくり局総務部企画課

電話 044-200-2715

「沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定」（案）について

東日本大震災を受け、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」といいます。）」が改正・施行され、建築物の倒壊により道路を閉塞し、緊急車両等の通行の障害となる沿道建築物に対して、改善を図ることを目的に、重要な道路を指定することで、耐震診断を義務付けることが定められました。

この法改正を踏まえ、本市では、**耐震診断を義務化する道路（法第6条第3項第1号）を指定し**、更なる建築物の耐震化の促進を図ります。

1 耐震診断を義務化する道路の指定の考え方

国の基本方針では、円滑な避難・救急活動の実施や、避難者への緊急物資の輸送等を行うための防災上重要な道路を、自治体が策定する耐震改修促進計画において、指定することとされています。

（1）指定する道路

- ・本市の指定する道路については、地域防災計画において災害時に迅速、かつ円滑に避難・救急活動を行うため、初動の段階で、緊急車両の通行の確保が必要となる**緊急交通路（14路線）を指定**します。
- ・避難者への緊急物資等を届けるため、他県市からの物資を輸送するための広域ネットワークを有する道路で、かつ市域内における重要な防災・物流拠点や災害対策本部等を結ぶ道路である**第1次緊急輸送道路（17路線）を指定**します。
- ・これらの道路を指定するにあたり、平成27年度中に「川崎市耐震改修促進計画」に位置付け、改定を行います。

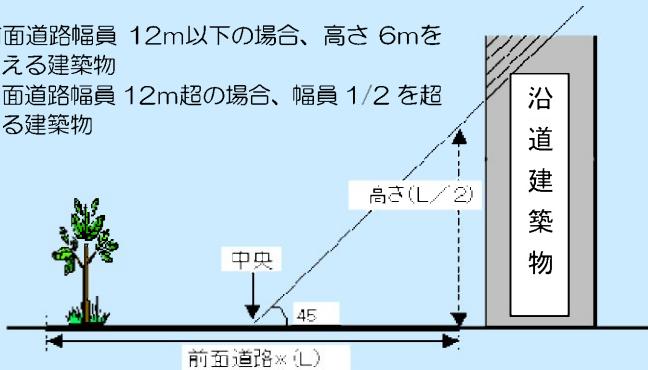
（2）道路の指定路線図（別紙）

2 耐震診断の義務化の対象となる対象建築物

耐震診断の義務化の対象となる建築物は、耐震改修促進法に基づき、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建築物で、かつ次ページの図に示す高さを超える建築物が対象となります。

耐震診断の義務化の対象となる沿道建築物

- 前面道路幅員 12m以下の場合、高さ 6mを超える建築物
- 前面道路幅員 12m超の場合、幅員 $1/2$ を超える建築物



3 対象となる沿道建築物の所有者の義務

耐震改修促進法において、所有者は耐震診断を行い、その結果を市が定める期限までに報告しなければならないとされています。(法第 7 条)

本市においては、「川崎市耐震改修促進計画」の改定にあわせ、国の基本方針等との整合を図り、平成 32 年度までの計画期間を予定しています。

所有者の耐震診断結果については、計画期間内において、耐震改修等による耐震化の促進につなげるため、**その報告期限を平成 31 年 3 月 31 日まで**とします。

4 耐震診断支援制度の拡充について

耐震改修促進法において、自治体が耐震診断を義務付ける道路を指定する場合、耐震診断が義務化される建築物の所有者に対し、耐震診断に要する費用を負担することとされているため、円滑に耐震診断を進めることができるように、本市では耐震診断に要する費用の負担がない制度を創設し、平成 27 年 9 月 1 日から運用することを予定しています。

ただし、標準的な耐震診断を想定しているものであり、構造等によっては自己負担が生じる場合があります。

耐震診断を義務化する道路の指定路線図

<凡例>

